



個個通信

Apr.

飛躍の年に・・・

「今です！」というフレーズがはやっていますが、4月は環境も変化し心身共に、何かを変えるには最適です。習慣を見直し新しい事に挑戦してみましょう。個個港学舎 舎長 八木貴子



ヤマブキ



ツツジ

春の花を歌う

春は色々な花が咲きます。特に黄色い花は昆虫の目からは良く目立つそうです。そんな黄色い花のひとつ、「ヤマブキ」。万葉集の時代から多くの歌人が詩によんでいます。

「花咲きて 実は成らずとも 長き日(け)に

思ほゆるかも 山吹の花」万葉集

「ほろほろと 山吹散るか 滝の音」松尾芭蕉

次は、春の花の代表格のつつじ(躑躅)。

「百両の 石にもまけぬ つつじ哉(かな)」小林一茶

(百両もする庭石にも負けていない、見事なつつじ)

公園などにある藤棚、たくさんの紫の房が垂れ下がるのは見事です。

「ふるさとの 池の藤波 誰植えて おかし忘れぬ

かたみなるらむ」金槐和歌集 源実朝

「立てば芍薬、座れば牡丹、歩く姿は百合の花」

(ジャクヤクのように風情があり、牡丹のように華麗で、百合のように清楚)と、女性の美しさを形容する花、ボタン。

「牡丹散って うちかきなりぬ 二三片」与謝蕪村。

美しい花は昔から多くの人に感動を与えてきました。



フジ



ボタン

飛躍の年

藤田沙樹さんの作品です

2013年4月 CoCo通信第57号



学習状況のお知らせ

自習スペースの活用を！

個個港学舎は1対1授業が中心です。授業の後は一人一人テーマをもらい自習をすると、さらに定着します。どんなふうに学習するか担当の先生に相談しましょう。



気をつけよう！自転車

近年、自転車による事故が多発してきています。最近では、自転車同士の事故や、特に歩行者に対する事故が増え、10年前の5倍近くになっています。自転車事故でも高額な損害賠償をさせられることがあります。例えば、
・通学途中に走っていて、歩行者に衝突し、脊髄損傷による心身麻痺を負わせた。→ 賠償金6,008万円。この判例のものなどは、学生には到底払えない金額ですから、親にその責任が掛かってくるわけです。学生だからと言って、おおめに見てくれるわけではありません。良く見かける自転車の交通違反の例と罰則を挙げておきます。

・酔っ払い運転 → 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金／・夜間、無灯火で走行 → 5万円以下の罰金

／・2人乗り運転 → 2万円以下の罰金又は科料／その他、並んで走る、故障したまま乗る、合図せずに右折、左折、停止しても罰金。

傘を差しての片手運転 → 3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金／・携帯電話、メールをしながらの運転 → 3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金／・信号無視 → 3ヶ月以下の懲役、又は5万円以下の罰金、その他、歩行者妨害、一時停止違反、右側通行運転も懲役または罰金。

・ましてや、歩行者に衝突、逃走 → 1年以下の懲役、又は10万円以下の罰金

最近では電動アシストの自転車も増え、思った以上にスピードも出ます。たかが自転車、といっても「軽車両」です。法律、規則を守って、安全に運転しなければなりません。